

障第346号
平成22年7月30日

指定障害福祉サービス事業所を運営する法人の代表者 様
各市町障害福祉主管課長 様

栃木県保健福祉部障害福祉課長



障害者自立支援法に基づく指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業
の実施に関する指導指針について（通知）

日頃より障害福祉施策の推進に御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業（以下「指定共同生活介護事業等」という。）については、障害者の地域生活への移行を推進する上で重要な役割を担っているところですが、昨年の10月1日から身体障害者が当該サービスの利用者に加わったことや当該サービス利用者の高齢化が進展していること等、今後、これまでの事業運営形態とは異なる事例が生じる可能性が見込まれます。また、指定共同生活介護事業等の実施にあたっては、事業者が当該サービスの趣旨を十分に理解し、利用者に対して適切な支援が行われるよう配慮される必要があります。

このため、障害者自立支援法に定める指定共同生活介護事業等の目的に沿った事業運営が行われるよう、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成18年厚生労働省令第171号）及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（H18.12.6障発第1206001号）に記載のない部分についての指導指針を、別紙のとおり定め、平成22年8月1日から運用することとしたので、指定共同生活介護事業等の実施に当たっては本指針に留意していただくようお願いいたします。

なお、今後、補助事業の採択等を検討する際には、本指針を満たすものを優先したいと考えておりますので、申し添えます。

障害福祉課 施設福祉担当

TEL 028-623-3059

FAX 028-623-3052

指定共同生活介護事業及び指定共同生活援助事業の実施に関する指導指針

1 人員に関する事項

(世話人)

- (1) 利用者の安定した日常生活を確保する観点から、共同生活住居ごとに担当の世話人を定めるなど、支援の継続性を重視したサービスの提供に配慮すること。
- (2) 世話人は、同居するか又は別居する場合でも近距離に居住していることが望ましい。また、関係支援施設の職員等を含めた緊急連絡体制を確保すること。
- (3) 世話人は、土曜日又は日曜日を勤務日とするなど、入居者からの相談対応、余暇活動への援助等、平日では困難な業務を通じて、利用者とのふれあう時間を確保することが望ましい。なお、世話人の休日には、事業主体が世話人に代わる者（代替世話人）を派遣する等の対応をすること。

2 設備に関する事項

(立地)

- (1) 国指定基準第140条第1項には、共同生活住居は入所施設又は病院（以下「入所施設等」という。）の敷地外にあるようにしなければならない旨規定されているが、「敷地内」か「敷地外」かの判断に当たっては、単に土地の所有関係によらず、周辺環境や地域の実情を踏まえて総合的に判断するものとする。なお、次のア～エを満たす場合は敷地外と判断する。
 - ア 管理・運営面において、入所施設等からの独立性が確保されていること。
 - イ 共同生活住居の門（出入口）が入所施設等と別に設置されていること。
 - ウ 共同生活住居から入所施設等の敷地を通ることなく公道へ直接出られること。
 - エ 共同生活住居と入所施設等で設備（居間、食堂、浴室等）の共用をしていないこと。
- (2) 共同生活住居は、日中活動系サービス事業所（旧法の通所施設を含む。）と同一敷地内とならないようにすること。この場合において「同一敷地内」かどうかの判断については、上記（1）に準じて判断するものとする。なお、やむを得ず日中活動系サービス事業所と同一敷地内に設置しようとする場合は、次のア～エを満たすものとする。
 - ア 管理・運営面において、日中活動系サービス事業所からの独立性が確保されていること。
 - イ 共同生活住居と日中活動系サービス事業所で設備（居間、食堂、浴室等）の共用をしていないこと。
 - ウ 指定共同生活介護事業等の利用者に対して、個人の障害の程度や特性に応じた適切な支援体制が確保されていること。特に、一般就労が可能な者や同一敷地外の日中活動系サービス事業所が利用可能な者に対しては、より多くの地域との交流の機会を確保する観点から、就労の場及び同一敷地外の日中活動の場が確保されていること。
 - エ 共同生活住居を日中活動系サービス事業所と「同一建物内」に設置しようとする場合にあっては、個々の玄関が別に確保できる等、機能的に完全に独立した構造となっていること。

(同一敷地内での共同生活住居の複数設置)

- ・同一敷地内に共同生活住居を複数設置する場合は、別棟とすること。ただし、次のア、イを満たす場合は、同一棟であっても複数の共同生活住居とすることができる。
 - ア 次の設備等がそれぞれの共同生活住居において、それぞれ専用で設けられていること。
 - ・居室（個室）

- ・居間、食堂（調理スペースを含む。）等の共用の場所
- ・浴室、洗面所、便所
- ・玄関

イ 2階建以上の建物の各階を共同生活住居とする場合は、上記アに掲げる設備等が各階にそれぞれ設けられていること。

（アパート等集合住宅の利用）

ワンルームタイプなど、一部屋で複数の利用者が共同生活を営むことが不可能な住戸については、建物全体を共同生活住居として捉えるものとする。ただし、建物全体での利用が困難な場合であっても、一体的な管理運営により、利用者の共同生活が可能な場合はこの限りではない。

（居室）

利用者の居室は個室を原則とするが、夫婦で居室を利用する場合等、利用者の希望を踏まえ2人部屋とする場合の居室は、6畳以上とすること。

3 運営に関する事項

（家賃、敷金、礼金）

- （1）各居室の面積や条件（和洋室、1階と2階、日照等）が違う場合、合理的な理由に基づき差を設けることができる（金額差の基準は一般的な賃貸物件の事例等を参考とすること）。
- （2）共同生活住居が法人所有である場合は、建設に要した費用（補助金等を除いた法人実負担分）を耐用年数で除して得た金額（年額）をもとに入居定員数で除して算出するなど、家賃設定の根拠をできる限り明確にすること。
- （3）共同生活住居が賃借物件である場合は、利用者から徴収する家賃の総額が当該建物の賃借額を超えないように家賃を設定すること。
- （4）家賃に合わせて維持修繕費を徴収する場合は、その金額を明示するとともに、通帳等で明確に区分し管理すること。
- （5）敷金・礼金については、利用者負担軽減のために法人が負担することが望ましいが、賃借物件である場合において、当該建物を借り上げる際に要した実費を、入居定員数で割った金額を上限として利用者に負担させることを妨げない。